

防府市情報公開審査会運営要領

平成12年1月19日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、防府市情報公開条例施行規則（平成10年防府市規則第39号）第7条の規定に基づき、防府市情報公開審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 審査会の会議（以下単に「会議」という。）は、防府市情報公開条例（平成10年防府市条例第28号。以下「条例」という。）第14条又は第15条第2項第1号の規定による実施機関（条例第14条の規定による実施機関については、以下「審査庁」という。）の諮問に対して審査又は審議を行うときその他会長が必要と認めるときに開くものとする。

2 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ開催の日時及び場所並びに会議に付すべき案件を文書により委員に通知しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(審査会の調査権限)

第3条 審査会は、必要があると認めるときは、審査庁に対し、公開等の決定に係る公文書の原本又はその写し（以下「当該公文書等」という。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された当該公文書等の開示を求めることができない。

2 審査庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、条例第15条第6項の調査のため必要があると認めるときは、審査庁に対し、公文書等に記録されている情報又は内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 審査会は、条例第15条第6項の調査のため必要があると認めると

きは、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は審査庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書、説明書又は資料（以下「意見書等」という。）の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見陳述等の申出）

第4条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えるものとする。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

（意見書等の提出の申出）

第5条 審査会は、審査請求人等から、意見書等の提出をしたい旨の申出を受けたときは、その機会を与えるものとする。この場合において、審査会は、当該意見書等を提出すべき相当の期間を定めることができる。

（文書閲覧の申出）

第6条 審査会は、審査請求人等から、審査会に提出された意見書等の閲覧をしたい旨の書面による申出を受けたときは、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことはできない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該閲覧に係る意見書等を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（意見書等の写しの送付）

第7条 審査会は、第3条第4項又は第5条の規定による意見書等の提出があったときは、当該意見書等の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この項において同じ。）にあっては、

当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書等を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査会は、前項の規定による送付をするときは、当該送付に係る意見書等を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(代理人の選任)

第8条 審査請求人は、代理人を選任することができる。

- 2 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。
- 3 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した審査請求人は、書面でその旨を届け出なければならない。

(補佐人の付添いの申出)

第9条 審査会は、審査請求人又は参加人から、第4条の規定により口頭で意見を述べるに当たって補佐人の付添いを認めるよう求める旨の書面による申出を受けた場合において、相当であると認めるときは、補佐人の付添いを認めるものとする。

(意見等の陳述者の数)

第10条 第4条の規定により口頭で意見を述べることのできる者の数は、代理人および補佐人を含めて5人以内とする。ただし、審査会が特に認めた場合は、この限りでない。

(会議録の作成)

第11条 審査会は、会議を開いたときは、会議録を作成するものとする。

- 2 会議録には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- (1) 会議の行われた日時及び場所
- (2) 出席及び欠席した委員の氏名
- (3) 出席した庶務を行う職員の職及び氏名
- (4) 意見の陳述又は説明のために出席した者の職及び氏名
- (5) 会議に付した案件

(6) 会議の経過

(7) その他審査会が必要と認めた事項

3 会議録の作成は、会議の概要を記した要点筆記を行うことで足りるものとする。

4 会議録には、会長及び会長が指名する委員1人が署名する。

(その他必要な事項)

第12条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成12年1月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年8月1日から施行する。